

子発 1209 第 2 号
令和 4 年 12 月 9 日

各

都道府県知事
市 町 村 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の
適正な運用と養子縁組あっせんに係る相談体制等について（通知）

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日より施行されている「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 6 条においては、国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされているところ、今般、宗教法人世界平和統一家庭連合において、当該許可を受けずに養子縁組あっせん事業を行っている疑いがあるとの報道等がなされたところです。

当該宗教法人に対しては、本日付けで別紙の事務連絡を発出したところですが、貴自治体におかれても、法の適正な運用を改めてお願いするとともに、養子縁組に係る相談体制について以下のとおり通知しますので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 法の適正な運用について

児童が心身共に健やかに養育されるためには、家庭や家庭と同様の環境での養育の推進を図ることが必要であり、実親による養育が困難な児童等に対し、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を確保する養子縁組は、児童の健全な育成を図る上でも、重要な役割を果たすことが期待されている。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、全ての児童は、適切な養育を受け、心身の健やかな成長及び発達、自立等が保障される権利を有する旨が規定されており、また、国及び地方公共団体の責務として、家庭における養育が困難な児童に対する家庭と同様の養育環境における養育の推進等が明記されるとともに、養子縁組に関する相談支援については都道府県の責務として位置づけられている。

民間の養子縁組あっせん事業を行う者は、養子縁組の推進に際し、大きな役割を果たしてきた。一方で、かつて、一部の事業者が適正に養子縁組のあっせんを行わないなど、不当な行為をする事案も生じていたところ、このような状況を踏まえ、法が制定されたものである。

法は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずるものであり、養子縁組の「あっせん」とは、「養親希望者と児童との間をとりもって養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいい、養子縁組の成立を要件とするものではない。

改めて、貴都道府県等の管内において、都道府県知事等の許可を受けずに養子縁組あっせん事業が行われることのないよう、改めて運用に万全を期していただきたい。

第2 養子縁組に係る相談体制等について

宗教の信仰に係る事案への対応については、政府の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議における申し合わせ等を踏まえ、各種相談に応じる際、その内容が宗教に係ることのみを理由として消極的な対応をしないこと（「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和4年10月6日子発1006第3号））等をお示ししてきたところである。

宗教を背景として行われた養子縁組の当事者等から、都道府県等の児童相談所等の相談窓口へ、当該養子縁組に関して相談が寄せられた場合においても、こうした趣旨を踏まえ、丁寧に聴き取りや法に照らした事実確認等の対応をいただくとともに、当該養子縁組に係る相談内容について、随時、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課まで報告をいただき、連携を取らせていただきたい。

事務連絡
令和4年12月9日

宗教法人世界平和統一家庭連合 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る
児童の保護等に関する法律の遵守について

令和4年11月15日以降、貴法人において都道府県知事の許可を得ずに養子縁組あっせん事業を行っている可能性がある旨の報道等がなされており、現在、当省からの事実関係の確認にご協力をいただいているところですが、貴法人におかれては、改めて、下記の民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。平成30年4月1日施行。以下「法」という。）の趣旨である児童の保護や児童の福祉等をご理解いただくとともに、法の遵守のため適切な対応をとっていただくようお願いいたします。

なお、引き続き、法を所管する立場からの確認を当省において進めていくため、本日付で発出させていただいた再質問書に対しても、誠実な回答をお願いいたします。

記

1 法の趣旨について

法は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とするものです。

許可を受けないで養子縁組のあっせん事業を行った場合については、法第44条第1号の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則があります。

2 養子縁組あっせん事業の定義について

法第6条第1項において、国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない

こととされています。

また、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」（平成29年11月27日子発1127第4号）においては、養子縁組の「あっせん」とは、「「養親希望者と児童との間をとりもって養子縁組の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいい、養子縁組の成立を要件とするものではないこと。また、養親希望者と児童又はその父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含むものであること。以下「児童の父母」という。）若しくは児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。）（略）との間の両者の情報に係る連絡を行う場合は、養子縁組のあっせんに該当すること。」とされています。

さらに、同通知においては、「この法律において、「養子縁組あっせん事業」とは、養子縁組のあっせんに業として行うことをいうこと。なお、「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があること。事業性があるものと判断すべき例としては、養子縁組のあっせんを行う旨宣伝広告している場合や、事務所を構え養子縁組のあっせんを行う旨看板を掲げている場合等が挙げられること。」とされています。

都道府県知事の許可を得ずに養子縁組あっせん事業を行うことは、法の規定に違反するものであり、あってはならないことです。

貴法人におかれても、法を遵守いただくようお願いいたします。